

浜松市立河輪小学校 P T A 規約

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 この会は浜松市立河輪小学校 P T A といひ、事務所は同校内に置く。

第 2 章 目的および活動

第 2 条 この会は同校教育事業の振興発展に協力するとともに、家庭教育の指導と会員相互の研修親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. よい父母、よい教師となるよう研修に努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活と学習の充実向上に努める。
3. 児童の生活環境をよくするために、教育環境の浄化、学校施設の充実改善、児童の体位・体力の向上に努める。
4. 社会教育、家庭教育、文化施設の振興改善をはかり、本校教育との連携を深める。
5. その他、この会で必要と認める事項。

第 3 章 方 針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 学校の管理や教職員の人事に干渉することはしない。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会の関係以外の一般選挙における候補者の推薦、および政治活動はしない。
4. 児童の教育ならびに福祉増進のために活動する他の団体および機関と協力する。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員となることができる者は次のとおりである。

1. 浜松市立河輪小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
2. 浜松市立河輪小学校の校長および教職員。
3. この会の趣旨に賛同し、総会の承認を得た者。

第 5 章 会 計

第 6 条 この会の経費は会費および事業収入または自発的な寄付金をもってこれに当てる。

第 7 条 この会の会費は 1 児童につき 1000 円/年を納入するものとする。

第 8 条 この会の経理は総会において承認を得なければならない。

第 9 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第6章 役員

第10条 この会に次の役員を置き、会長、副会長、常任委員、会計、および専門部担当を本部役員とする。

1. 会長（1名）
2. 副会長（若干名 ただし、1名は教頭とする）
3. 常任委員（若干名 ただし、1名は教務主任とする）
4. 会計（2名）
5. 専門部担当（各部 若干名ずつ）
6. 監査（2名）
7. 委員（学級選出委員 若干名）（地区選出委員 若干名）

第11条 役員は次の方法で選出し、総会の承認を得るものとする。

1. 会長（特別委員会の互選または投票により選出する）
2. 副会長（本部役員の中から会長が委嘱する）
3. 常任委員（本部役員の中から会長が委嘱する）
4. 会計（本部役員選出委員会において会員の中から選出し、会長が委嘱する）
5. 専門部担当（本部役員選出委員会において会員の中から選出し、会長が委嘱する）
6. 監査（会員の中から会長がこれを委嘱する）
7. 委員（委員は地区選出委員と学級選出委員により構成され、地区選出委員は各町から若干名、学級選出委員は学級から若干名とし、いずれも会長が委嘱する）

第12条（1項） 本部役員および監査の任期は2年とし、事業年度終了後の定時総会終了時までとする。
重任は妨げない。

第12条（2項） 委員の任期は1年とする。

重任を妨げない、但し欠員補充の場合は残存期間を任期とする。

第12条（3項） PTA 役員相互の免除規定は別表にて定める（別冊資料1参照）

第13条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長（この会を代表し、会務を統理する）
2. 副会長（会長を補佐し、必要に応じて学校や自治会との対応に当たる。
また、会長に事故あるときまたは欠けるときは職務を代行する）
3. 常任委員（この会の庶務や議事録の作成等必要な業務執行の補助をする。
また、学校との事務連絡や外部団体の窓口としてこれに当たる）
4. 会計（金銭物品の出納管理、諸帳簿の記録・管理をする）
5. 専門部担当（専門部を組織し、各事業を審議し会務企画の任に当たる）
6. 監査（会計を監査する）
7. 委員（専門部に属し、会員の代表として諸案件を審議し、事業執行に当たる）

第 14 条 この会に相談役を置くことができる。

相談役は学区内の自治会長を委嘱する。相談役は会長の諮問に応じ、また総会、役員会等に出席して意見を述べ、PTAと学区内諸団体との調整をはかり、本会の正常な発展に寄与するものとする。

第 15 条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長がこの会に功労のあった者、または学識経験者の中から委員会に諮り、これを委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、随時意見を述べるることができる。

第 16 条 この会に PTA サポーターを置くことができる。

PTA サポーターは会員における本部役員経験者、またはそれに準ずる経験を有する者から募集し、会長よりこれを委嘱する。PTA サポーターは PTA 本部からの要請に応じ、各 PTA 活動のサポートに本部役員と同様に当たることができる。

ただし PTA 運営における本部役員権限（特別委員会出席など）は持たないものとする。

第 7 章 会 議

第 17 条 この会に次の会を置き、会の招集、運営は本部役員が当たる。

1. 総会 2. 特別委員会 3. 委員会 4. 専門委員会

第 18 条 総会は毎年 1 回（4 月）定期総会を開き、必要に応じ臨時総会を開く。

総会に付議する事項は次の通りである。

1. 会務報告ならびに予算決議の承認
2. 役員承認
3. 規約の変更
4. その他重要事項

ただし何らかの理由により総会の実施が困難な場合は書面（Web 配信含）での実施も可とする。

第 19 条 特別委員会は会長が招集し、会務の運営ならびに教育支援について討議し、予算・決算の審議、役員選出等、重要な案件を審議する。

第 20 条 委員会は必要に応じて開き、事業の執行方法の審議ならびに緊急事項の審議・決定をする。

第 21 条 専門委員会は次の部門を置き、事業計画の審議ならびに企画執行の任に当たるとともに、事業運営の合理化を図る。

1. 学 級 部 本部役員および学級選出委員の選出業務を行う。
また、保護者・学校・地域の連携を深める企画を検討・開催する。
2. 広 報 部 PTA 広報誌の編集・発行を行い、保護者と地域に理解と協力の促進を図る。
3. 生活安全部 防犯パトロールや祭典補導、登校班と旗振り当番表の管理などで、
子どもたちの安全・安心な環境づくりを推進する。

第 22 条 会議は招集された者の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
なお書面（Web 配信含）で実施の場合も同様とする。

第 8 章 補 則

第 23 条 この会に備える簿冊は次のとおりとする。

1. 会員名簿 2. 役員名簿 3. 会計簿 4. 議事録 5. 寄付名簿 6. 専門委員名簿
- なお保存期限は 10 年とする。

第 24 条 表彰、慶弔基準は別表による。

第 25 条 規約の改廃は特別委員会の議を経て総会において決定する。

附 則

本規約は、平成 8 年 4 月 20 日より施行する。

平成 13 年 4 月 21 日 改定

平成 17 年 4 月 24 日 改定 平成 17 年 4 月 1 日 施行

平成 18 年 4 月 30 日 改定 平成 18 年 4 月 1 日 施行

平成 19 年 4 月 28 日 改定 平成 19 年 4 月 1 日 施行

平成 20 年 4 月 27 日 改定 平成 20 年 4 月 1 日 施行

平成 21 年 4 月 26 日 改定 平成 21 年 4 月 1 日 施行

平成 22 年 4 月 25 日 改定 平成 22 年 4 月 1 日 施行

平成 26 年 4 月 20 日 改定 平成 26 年 4 月 1 日 施行

平成 27 年 4 月 19 日 改定 平成 27 年 4 月 1 日 施行

平成 28 年 4 月 17 日 改定 平成 28 年 4 月 1 日 施行

平成 29 年 4 月 23 日 改定 平成 29 年 4 月 1 日 施行

平成 30 年 4 月 22 日 改定 平成 30 年 4 月 1 日 施行

平成 31 年 4 月 21 日 改定 平成 31 年 4 月 1 日 施行

令和 2 年 4 月 19 日 改定 令和 2 年 4 月 1 日 施行

令和 3 年 4 月 20 日 改定 令和 3 年 4 月 1 日 施行

令和 4 年 4 月 23 日 改定 令和 4 年 4 月 1 日 施行

令和 5 年 4 月 22 日 改定 令和 5 年 4 月 1 日 施行

PTA 規約の改定(案) 新旧対照表

< 規約変更の概要と目的 > (お読みください)

- ① 総会実施が困難な場合の書面の表記に (Web 配信含) を追記した (第7章 会議 第18条)
- ② 第18条で改定した内容に準じた改定 (第7章 会議 第22条)
- ③ 第21条 3.環境部及び 5.防災部を廃止した (第7章 会議 第21条)

条項箇所	改定前	改定後	備考
第7章 会議 第18条	ただし何らかの理由により総会の実施が困難な場合は書面での実施も可とする。	ただし何らかの理由により総会の実施が困難な場合は書面 <u>(Web 配信含)</u> での実施も可とする。	書面と記載していたが、さくら連絡網でのWeb 配信及び投票が可能なのでそれを含む表現に変更。
第7章 会議 第22条	会議は招集された者の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。	会議は招集された者の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。 なお書面 <u>(Web 配信含)</u> で実施の場合も同様とする。	書面と記載していたが、さくら連絡網でのWeb 配信及び投票が可能なのでそれを含む表現に変更。
第7章 会議 第21条	3.環境部 5.防災部	両部共、廃止	活動継続困難により 部廃止